

第 76 回 全国労働衛生週間について

【本週間 10月1日～7日 準備期間 9月1日～30日】

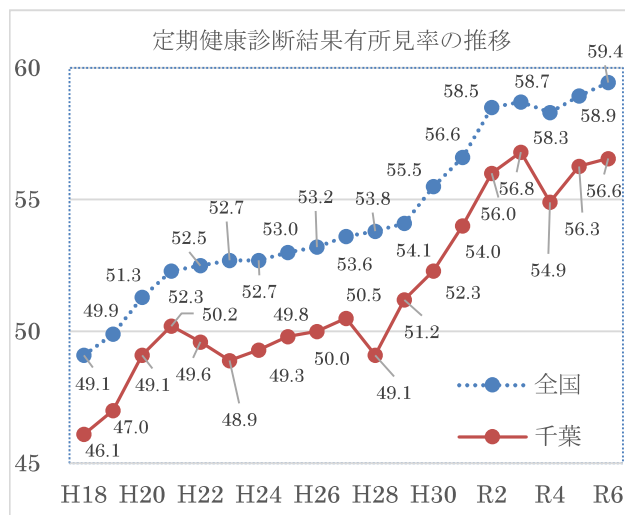
スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場

全国労働衛生週間は、事業場における自主的労働衛生活動の推進を図り、国民の労働衛生に対する意識の向上と労働者の健康確保に取り組む週間であり、昭和 25 年に第 1 回が実施されて以来、一度も中断することなく、本年度で第 76 回を迎えます。

この機会に職場における労働衛生管理活動の大切さを再確認し、積極的に衛生管理に取り組みましょう。

実施者（事業者および労働者）が自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して連携協力して行うべき主な事項は次のとおりです。



(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ①事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ②労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ③労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ④有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項（以下の事項について日常の労働衛生活動の総点検を行う。）

- ①次の対策の推進
 - 過重労働による健康障害防止のための総合対策及びメンタルヘルス対策
 - 転倒・腰痛災害の予防及び「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく健康づくり
 - 事業場における治療と仕事の両立支援対策
 - 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策
 - 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策
 - 化学物質・石綿による健康障害防止対策等
- ②労働衛生 3 管理（作業環境管理、作業管理、健康管理）の推進
- ③作業の特性に応じた対策事項（粉じん障害防止、電離放射線障害防止、騒音障害防止、振動障害防止、情報機器作業、酸素欠乏症等防止、一酸化炭素中毒防止）
- ④業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策（請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮等）

【お問い合わせ先】 千葉労働局 労働基準部 健康安全課

ホームページ ↓

電話 043-221-4312

https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-oudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html